

お盆の家庭ごみ収集

収集開始時間

・廿日市、大野地域...7時30分  
・佐伯、吉和地域...8時

お盆期間中は、通常通り家庭ごみの収集を行います。  
ごみは正しく分別し、決められた時間までにごみ置き場に持ち出すようにしてください。

循環型社会推進課

☎91133

廿日市特別支援学校  
阿品台分校見学会

産業振興課 ☎9140

広島県立廿日市特別支援学校  
阿品台分校で事業者向けの学校  
見学会を開催します。

とき

第1回 10月4日(金)  
第2回 10月7日(月)

※いずれも10時～12時  
ところ 広島県立廿日市特別支  
援学校 阿品台分校

問い合わせ・申込先

広島県立廿日市特別支援学校  
阿品台分校 進路指導部 ☎91472  
8772

ボランティア清掃への  
ハーツくん号の派遣

循環型社会推進課 ☎91333



道路や公園などのボランティア  
清掃に、せん定枝を破砕して  
資源化する車両  
(ハーツくん号)  
を派遣します。  
せん定枝がある  
場合は連絡して  
ください。

●注意事項

・土や石は破砕機が損傷する恐  
れがあるので、必ず取り除い  
てください。  
・竹や笹、シユロ、ソテツ、ツ

新紙幣発行に便乗した  
詐欺に注意!

人権・市民生活課 ☎9147

旧紙幣が使用できなくなるこ  
とはありませんので、不審な電  
話があれば、落ち着いて家族や  
警察へ相談してください。

8月は人権強調月間です  
気軽に相談してください

人権・市民生活課 ☎91336

気になることや心配なことが  
あれば、一人で悩まず相談して  
ください。

①人権に関する相談窓口(人権  
に関する困りごとなど)

②子どもの相談窓口(いじめ、  
体罰、虐待など)

③女性に関する相談窓口

④外国人の相談窓口(日常生活  
での困りごとなど)

⑤LGBTに関する相談窓口

⑥外国人の相談窓口(日常生活  
での困りごとなど)

⑦外国人の相談窓口(日常生活  
での困りごとなど)

⑧外国人の相談窓口(日常生活  
での困りごとなど)

⑨外国人の相談窓口(日常生活  
での困りごとなど)

夕状のもの、根株、葉が多い  
ものは資源化できません。30  
cm未満に切ってボランティア  
清掃用ごみ袋に入れてください。

墓参り送迎  
無料シャトルバスの運行

人権・市民生活課 ☎9147

お盆期間中にJR宮内申戸駅と  
火葬場霊峯苑間で無料シャトル  
バスを運行します。市営墓地  
(霊峯墓苑・第二霊峯墓苑・第  
三霊峯墓苑)に墓参りする人は  
利用してください。

期間 8月13日(火)～15日(木)  
乗り場 JR宮内申戸駅西口

Table with 2 columns: JR宮内申戸駅発, 火葬場霊峯苑発. Rows show departure times from 8:00 to 17:30.

注意事項  
・予約は不要です。  
・乗車定員に限り  
があります。  
・発着地以外での  
乗降はできません。

コミュニティ・スクールの  
活動

生涯学習課 ☎9203

全ての市立小中学校が、学校  
運営協議会を設置した「コミュ  
ニティ・スクール」となってい  
ます。協議会では、各学校で目  
指す子ども像や学力向上、防災  
教育などをテーマに、地域住民、  
保護者、教員や生徒などで、定

①～③共通

月～金曜日8時30分～17時15  
分受付

④外国人の相談窓口(日常生活  
での困りごとなど)

外国人語人権相談ダイヤル ☎0  
570(090)911

月～金曜日9時～17時受付

⑤LGBTに関する相談窓口  
エソール広島(LGBT電話  
相談専用電話) ☎082(2  
07)3130

土曜日10時～16時受付

①～⑤共通  
受付は、祝・休日、年末年始  
を除く

福祉・介護

児童扶養手当現況届の提出

子ども課 ☎9153

児童扶養手当の受給資格者は、  
毎年現況届の提出が必要です。  
この届により、児童の養育状  
況と所得などを確認し、令和6  
年11月～令和7年10月の受給資  
格を認定します。添付書類と児  
童扶養手当証書を添えて、必ず  
提出してください。

※支給停止となっている人も現  
況届の提出が必要です

※現況届を提出せず2年経過す  
ると、受給権を失います

※現況届を提出せず2年経過す  
ると、受給権を失います

※現況届を提出せず2年経過す  
ると、受給権を失います

※現況届を提出せず2年経過す  
ると、受給権を失います



野坂中学校生徒会が  
熟議に参加の様子



これまでの  
取り組み

地震に強いまちを目指して  
建物に関する補助制度

建築指導課 ☎9191

①木造住宅耐震診断(無料)

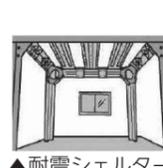


現地調査を行い、地震に対す  
る安全性を評価します(先着順)。

対象 個人が所有する昭和56  
年5月31日以前に建  
築された木造2階建  
て以下の一戸建て住  
宅  
費用 無料 ※別途交通費な  
る

②木造住宅耐震化工事費の補助  
木造住宅の耐震化工事費の一  
部を補助します(先着順)。  
対象 個人が所有する昭和56  
年5月31日以前に建築された木  
造2階建て以下の一戸建て住宅  
で、耐震性が不足するものの耐  
震改修、建て替え、除却工事の  
ほか、このたび新たに耐震シェ  
ルターや耐震ベッドの設置工事  
が対象となりました。

※補助金は、これまで  
工事などの事業が完  
了した後に交付して  
いましたが、必要に応じて補  
助金の一部を段階的に受け取  
れるようになりました



▲耐震シェルター



▲耐震ベッド

③ブロック塀の除却・建て替え  
費用の補助  
対象 次の全てを満たすブ  
ロック塀  
・個人所有のもので道路に面す  
るもの  
・道路面からの高さが0.6m  
以上のもの(擁壁の上に設置  
されている場合は、塀の部分  
の高さが0.6m以上のもの)  
・安全性が確認できないもの

用を請求して支給を受けるこ  
と)が原則ですが、柔道整復  
師が患者に代わって保険者へ請  
求する「受領委任」という方法  
があります。この場合、医療機  
関へかかったときと同じように  
自己負担分だけで施術を受ける  
ことができます。  
※受領委任をする場合は、必要  
書類に患者の署名が必要です  
②はり・きゅうの施術  
●保険を使えるとき  
主に神経痛、リウマチ、頸腕  
症候群、五十肩、腰痛症、頸椎  
捻挫後遺症などの慢性的な疼痛  
を主症とする疾患の治療を受け  
たとき。  
●治療を受けるときの注意  
保険を使うには、医師の発行  
した同意書または診断書が必要  
です。詳しくは、施術所などに  
確認してください。  
●保険の対象とならない施術  
医療機関で同じ対象疾患の治  
療を受けている間の施術。  
③マッサージの施術  
●保険を使えるとき  
筋麻痺や関節拘縮など、医療  
上マッサージを必要とする症例  
で施術を受けたとき。  
●治療を受けるときの注意  
保険を使うには、医師の発行  
した同意書または診断書が必要  
です。詳しくは、施術所などに確

はつネットを開設しました

健康福祉総務課 ☎9150

はつネットは市内にある各種  
相談窓口や保育園、育児サーク  
ル、高齢者向けサービス、障害  
福祉サービス、事業所などの情  
報を地区やキーワードから検索  
することができるウェブサイ  
トです。相談先がわからないとき  
や、福祉サービスを受  
けたいときに利用  
してください。



はつネット  
はつネット  
福祉施設や  
相談窓口などを  
検索できます!

詳しくは二次元コードから確認してください

納期限 9月2日(月)

市県民税2期 国民健康保険税2期 介護保険料2期 後期高齢者医療保険料2期 保育料8月 延長保育料8月 17時15分～19時45分 市役所1階税制取納課 問 ☎91111

留守家庭児童会利用料8月 市営住宅使用料8月 市営住宅駐車場使用料8月 社会福祉施設入所者負担金7月

夜間納税窓口 8月27日(火)

夜間納税窓口 8月27日(火)

夜間納税窓口 8月27日(火)